

公正取引委員会が公表した「ペット(犬・ねこ)の取引における
表示に関する実態調査報告書」を受けた対応について

（ 事 務 連 絡 ）
平成 20 年 6 月 26 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から
各都道府県・指定都市動物愛護管理主管課(室)長あて

平素、動物愛護管理行政の推進に当たり、特段の御協力・御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 6 月 23 日に標記報告書が公表(公正取引委員会 HP の報道発表資料参照)されましたが、この中の販売業者に対するアンケート調査において、動物愛護管理法及び同法に基づく規則等に定める、販売の際に必要な表示や説明の義務を遵守しているとは言えない一部業者の実態(報告書 15 頁の 2 ~ 6 行目及び 17 頁の 11 ~ 16 行目参照)が報告されたところです。

つきましては、各自治体におかれては、管内の動物取扱業者の法律遵守の実態を踏まえ、必要に応じ、業者に対する適切な指導をお願いします。

なお、全国ペット小売業協会(ZPK)に対し、別添のとおり、法令遵守を要請しましたので、申し添えます。

別添略